

建築許可（法第43条／政令36条1項3号）添付書類一覧

- 1 手続規則第16条第1項の規定により、設計者の記名・押印をしてください。
- 2 手続規則第21条の規定の規定により、提出部数は2部です。
- 3 正本の添付書類は原本とし、副本は複写で構いません。
- 4 書類、図面すべての申請区域を朱書きしてください。
- 5 住民票は、マイナンバーの記載がないものとしてください。
- 6 申請の際は、添付書類Noの順番どおりに添付してください。
- 7 添付書類のうち、No6からNo11については、許可該当号(ア)、(イ)、(ウ)でそれぞれ添付書類が異なります。
 例 (ア)、(イ)、(ウ)・・・法第43条／政令36条1項3号／町条例第7条第1項2号(ア)、(イ)、(ウ)すべてに必要な書類です。
 (ア)、(ウ)・・・法第43条／政令36条1項3号／町条例第7条第1項2号(ア)、(ウ)の該当号に必要な書類です。
 (イ)・・・法第43条／政令36条1項3号／町条例第7条第1項2号(イ)の該当号に必要な書類です。
 (ウ)・・・法第43条／政令36条1項3号／町条例第7条第1項2号(ウ)の該当号に必要な書類です。

書類の名称	様式	説明	関係条文
1 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	別記様式第9	申請者の住所、申請地番は、都道府県から記入すること（住民票どおり記載すること）	規則第34条 手続規則第12条
2 委任状		(1) 委任の範囲を記載 (2) 代理人の住所及び氏名 (3) 代理人が所有している資格 (4) 代理人の電話番号及びFAX番号	
3 理由書		理由を明確に記載	
4 公図の写し		法務局公図の写し（原本）に申請地の地目を記入	
5 土地登記事項証明書		申請日以前6か月以内のもの	
6 親族表(ア)、(イ)、(ウ)		申請者と要件となる親族が確認できるもの	
7 親族の要件が確認できる書類(ア)、(イ)、(ウ)		(1) 戸籍謄本、改製原戸籍、除籍謄本 (2) 住民票（本籍地記載のもの）	
8 区域区分日の土地所有者を確認できる書類(ア)、(ウ)		土地登記簿謄本（申請日以前6か月以内のもの） ※ 必要に応じて閉鎖登記簿謄本も必要	
9 親族が市街化調整区域に居住していることが確認できる書類(イ)		用途地域証明書 （親族が滑川町内であれば不要とし、開発区域位置図に図示）	
10 区域区分日に親族が居住していることを証明する書類(ウ)		親族の住民票（本籍地記載のもの）又は親族の戸籍の附票	
11 親族が20年以上で、かつ、現在まで継続して居住していることが確認できる書類(イ)		親族の住民票（本籍地記載のもの）又は親族の戸籍の附票	
12 現況写真		(1) 2方向以上（区域を朱書き） (2) 写真番号を明示	
図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項	
13 開発区域位置図	1/10,000以上	都市計画図に「申請地」を朱囲みして図示すること	
14 現況図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) BMの位置及び高さ (4) 区域の境界 (5) 地盤の高さ（隣接地盤の高さも記載） (6) 周辺道路、河川、水路、その他公共施設の用に供する施設 (7) 樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況 (8) 写真方向	

15 求積図（実測）	1/1,000以上	(1) 縮尺 (2) 境界標の種類を記入 (3) 面積（小数点以下第2位まで） (4) すべての辺長（小数点以下第3位まで） (5) 実測図による三斜法又は座標計算
16 建築物又は第一種特定工作物の配置図	1/300以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) BMの位置及び高さ (4) 区域の境界 (5) すべての辺長（小数点以下第3位まで） (6) 予定建築物の位置、用途、規模 (7) 道路の位置（有効幅員、道路番号、建築基準法該当号） (8) 公益的施設の位置 (9) 擁壁の位置、種類、擁壁高 (10) 排水施設の位置、種別（例VU）、管径（例φ300）、流水の方向（→） (11) 排水施設ごとに着色（色指定なし） (12) 最終放流先の名称 (13) 「管径の120倍を超えない範囲内の長さごとに中間柵を設置する」を記載 (14) 「柵の泥溜めは15cm以上設ける」を記載
17 雨水処理計算書	—	(1) 必要となる処理量（既存敷地含む） (2) 施設の処理能力を計算したもの ※ 町仕様の計算シートを使用すること
18 排水施設構造図	1/100以上	(1) 縮尺 (2) 施設の種類及び寸法 (3) 使用材料 (4) 浄化槽認定シート
19 道路(水路)管理者が許可する書類		(1) 道路側溝接続許可書 (2) 道路占用許可書 (3) 水路占用許可書 (4) 公共物使用許可書 (5) 道路工事施行承認書
20 その他町長が必要と認めるもの		